

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本地域の人口は、平成 27 年 17,510 人、令和 2 年 15,885 人と減少しており、生産年齢人口は平成 27 年 9,026 人 (51.5%)、令和 2 年 7,533 人 (47.5%) と人数、割合ともに減少傾向にある。また、就業状況は 1 次産業 7.4%、2 次産業 27.8%、3 次産業 64.7% となり、その内訳は医療・福祉 1,422 人、製造業 1,379 人、卸売・小売業 953 人、建設業 643 人と並ぶ。(令和 2 年国勢調査)

産業構造は全事業所の内 90%以上が従業員数 30 人未満の事業所で、主な業種は卸売・小売業 205、建設業 135、製造業 86、宿泊業・飲食サービス業 89 となっている。(令和 3 年経済センサス活動調査)

このように、生産年齢人口が減少しかつ小規模な事業者が多く立地している本地域では、中小企業者へ先端設備等の導入を促進し、労働生産性の向上を図ることが、本地域経済全体の活性化につながるものである。

(2) 目標

上記のことから、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定、中小企業者の先端設備等の導入を促し、地域経済の活性化につなげる。本計画に基づく先端設備等導入計画について、計画期間中に 8 件の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

町内の様々な業種・事業において生産性向上を実現するため、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。ただし、恒常的な雇用に結びつくことが少なく、産業集積等の経済波及効果も希薄であることから太陽光発電関連設備は対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町に所在地を置く事業者は町内に広く分布していることから佐用町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

町内の様々な業種・事業において生産性向上を実現するため、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 町税の未納がある事業者を本計画の認定の対象としない等、税負担の公平性・公正性に配慮するものとする。